

## 令和8年 かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）キッチンカー出店募集要項

### (1) 目的

公園利用者に対するサービスの向上と、更なるにぎわいの向上を目的とする。

### (2) 出店概要

勝山市都市公園条例および、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）における行商行為等の許可に関する要綱に基づき、移動販売（キッチンカー）の出店を行う。	
① 出店場所	かつやま恐竜の森内で市及び指定管理者が指定する場所（別紙参照） <b>※大型車を超える車両サイズ及び牽引型車両は制約があります。</b>
② 出店形態	キッチンカー（移動販売車）
③ 出店台数	1日最大12台
④ 出店日時	<b>出店期間：4月25日（土）～11月30日（月）</b> 利用可能時間：9：00～17：00 ※準備は8：30から可能とし、18：00までに撤収を完了すること。 ※気象ほか公園内でのイベント等により変更となる場合あり。 <b>※開催日は別紙参照</b>
⑤ 出店日数	<b>下記条件を踏まえ出店スケジュール内での複数日の申し込みを可能とする。</b> <b>・連続して4日以内</b> <b>・1ヶ月で延べ10日以内</b>
⑥ 販売物品	飲食物（ <b>アルコール類、ノンアルコール酒類の販売は不可</b> ） ※食品衛生法第52条第1項（昭和22年法律第233号）の規定に基づき許可を得るとともに、その許可された品目のみとする。
⑦ 利用料金 及び 売上報告	1日1台につき4,000円（公園使用料2,000円＋清掃協力金2,000円） <b>※出店当日は、営業開始前に公園管理事務所にて利用料金の支払い(現金)をすること。</b> <b>※営業終了後は、売上(会計件数及び売上金額)を報告すること。報告期限：月末締め翌月5日</b>

### (3) 応募者の要件

応募者は、次に掲げる①から⑦の要件を満たすこと。

- ① 食品衛生法（令和3年6月1日改正）の規定に基づき移動販売車による食品営業の許可を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
  - 一、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項1号の処分を受けている、又は過去に受けたことのある団体及びその代表者、構成員などでないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てを行っていないもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申し立てを行っていないものであること。
- 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申し立てをすることができる。
- ⑤ 納税に滞納がないこと及びその他の徴収金
- ⑥ 使用するキッチンカーは、出店者が所有権を有していること。  
（レンタカー不可。ただし、法人が使用者・名義の場合、雇用関係が証明できる場合は、この限りでない。）
- ⑦ その他、市が必要とする要件を有していること。

#### （４）出店等利用実施の注意事項

【搬入・搬出】	<p>・ 8：30から搬入可能とし、18：00までに撤収を完了すること。</p> <p><b>※繁忙期(4/25～5/6、7/18～8/16、他3連休)は、道路が渋滞するため9：30までに搬入をしてください。</b></p> <p>※気象状況ほか公園内でのイベント等により変更となる場合あり。</p>
【車両の駐車 ・ 乗り入れ】	<p>・ 水平、高さ調節する場合は、機材等を各自で準備し、行うこと。</p> <p>・ 従業員の方や牽引車の駐車場への駐車は原則として1台。（搬入・搬出時除く）</p> <p>※来園者の駐車場確保のため、乗り合わせなどご協力ください。</p> <p>・ 来園者に十分注意し、安全に配慮すること。</p> <p>・ 事故などについて、公園管理者は一切の責任を負わない。</p>
【物の設置】	<p><b>・ 発電機は熱等からの芝保護のため、板等の上に設置すること。</b></p> <p><b>・ 看板などの設置は区画内のみとし、おもり等の転倒防止・強風対策をすること。</b></p> <p>また、建物施設や柵や樹木などに看板などの設置・取り付けはできない。</p> <p>・ 設置物などで床面の損壊、破損、汚損をしないように必要な養生をすること。</p> <p>・ 出店許可とは関係ない品物の販売、内容の旗や看板などの広告等を行わないこと。</p>
【清 掃】	<p><b>・ 出店者はお客様用のごみ箱を設置し、</b>排出するごみは適切に処分するとともに、出店場所周辺の衛生面に配慮し、常に公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。</p> <p><b>・ 燃やせるごみのみ、店舗名と責任者名を記載したごみ袋に入れ、午後5時15分までに公園指定のごみ置き場に置いていくことができる。</b></p> <p>（ダンボール・発泡スチロール・廃油は不可）</p> <p>・ 不燃ごみは、持ち帰ること。</p> <p>・ 営業終了後の清掃は出店者の責任において行うこと。</p>

【食品の取扱い】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>酒類（アルコール・ノンアルコール類）の販売はできません。</b></li> <li>・ 出店に際して、営業・販売等に必要な許可証の写しを見える場所に掲示すること。</li> <li>・ <u>廃油その他は持ち帰ることとし、排水溝、側溝、トイレなどには絶対に流さないこと。</u></li> </ul>
【衛生管理】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>食品賠償保険等に加入していること。</u></li> <li>・ 衛生管理を徹底し、食品の品質を確保すること。</li> <li>・ 感染症の感染防止に努め、公園利用者への感染拡大に十分な対策を行うこと。</li> <li>・ <b>喫煙(電子タバコも含む)は、喫煙所でのみ可能。</b></li> <li>・ <b>携帯灰皿などを使用しての喫煙不可。</b></li> <li>・ <b>飲酒禁止。</b></li> </ul>
【原状回復】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園内の諸施設に損傷を与えないように配慮すること。</li> <li>・ 損傷等が発生した場合は、出店者の責任において復旧すること。</li> </ul>
【出店中止等】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象条件により中止の場合あり。</li> <li>・ 災害、感染症の感染状況などにより、出店中止の必要があると認められる場合は、既に出店の許可を行っている場合においても許可を取り消すことがある。</li> <li>・ <b>出店当日のキャンセルは、午前9時までに公園管理事務所へ連絡すること。</b></li> </ul>
【振替措置】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天候等の都合により出店ができず、指定管理者がやむを得ないと判断した場合で、台数に空きがある場合は日程の変更を可能とする。</li> <li>・ 出店者の責による中止に際しての損害は補償しない。</li> </ul>
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法、勝山市都市公園条例、勝山市都市公園条例施行規則、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）における行商行為等の許可に関する要綱、その他関係法令を遵守すること。</li> <li>・ 一般公園利用者に配慮して出店すること。</li> <li>・ 事故等がないよう十分注意すること。事故等が発生した場合は、出店者が責務を負うこととし、公園指定管理者に速やかに報告すること。</li> <li>・ 音響設備は最低限とすること。</li> <li>・ <u>公園内の電気・水道の利用はできない。</u></li> <li>・ 申請に虚偽が発覚した場合や許可条件を守らない場合は、公園内行為の許可を取り消すことができる。</li> <li>・ 出店に関する費用は、すべて出店者の負担とすること</li> <li>・ その他、勝山市が必要とする要件を有すること。</li> <li>・ <u>営業終了後には、公園運営のため日ごとの売上報告を公園管理事務所にて行うこと。</u></li> <li>・ <u>(売上報告書は後日提出も可。提出期限：月末締め翌月5日)</u></li> </ul>

## (6) 公募

- ・提出資料 ※2026年 第一回目の出店申し込みは、すべての書類を揃えてご提出ください。
  - 出店申込書
  - 納税証明書(写し) ※市区町村役場で発行される、過去に未納が無いことを証明するもの  
※発行日：令和8年1月1日以降のものをお願いします
  - 食品賠償保険加入(写し) ※保険証券が間に合わない場合は連絡してください
  - 福井県内 保健所の営業許可書(写し)
  - 誓約書
  - 都市公園使用許可申請書 ※各月毎に必ず提出

- 都市公園使用許可申請書以外は、1年に1回提出
- 都市公園使用許可申請書は、月毎に提出

- ・提出者 1台のキッチンカーで1回の申請とする。
- ・提出方法（下記のうちどれか）
  - ①公園管理事務所へ持参
  - ②E-mail (info@kyoryunomori.net) ※添付は、鮮明な画像でおねがいします。
  - ③FAX (0779-64-5020)
  - ④郵送（到着した時点）勝山市村岡町寺尾51-11 公園管理事務所 かつやま恐竜の森 宛  
※電話、SNS等での申込み受付 及び 日程の仮押さえはできません。

※空きがあれば前日の午後4時まで申し込み可。（「都市公園使用許可申請書」の提出を済ませること。）

## (7) 申し込み受付について

申込順とし、先着順となる。

※出店希望場所Aの場合、5店舗以上が同時刻に申請書を提出された場合には、抽選を行います。

また、出店希望場所Bの場合、9店舗以上が同時刻に申請書を提出された場合には、抽選を行います。

※抽選方法は、Excelの『ランダム関数』を使用した抽選です。

4月分の出店申し込みは、3月1日(日)午前8時30分から受付開始する。

※5月分は4月1日(水)～、6月分は5月1日(金)～、のように毎月1日午前8時30分に翌月分の受付開始となります。受付開始時刻前にE-mailやFAX送信された場合は、午前8時30分以降に再送していただきます。

## (8) 出店場所について

A：ターザンロープ周辺（4台）

B：チャマゴン広場（8台） 計12台

※希望の場所があれば「都市公園使用許可申請書」の希望場所欄にAまたはBと記入してください。

※大型車（全長6.5m・幅2m・高さ3.3m）を超える車両サイズ及び牽引型車両は、B：チャマゴン広場での出店となります。〈(10)参考資料参照〉

※受付順のため、ご希望に添えない場合があります。

## (9) 利用料金（公園使用料+清掃協力金）の支払い方法と売上報告

出店当日は、営業開始前に公園管理事務所にて現金支払いをすること。

営業終了後は、売上(会計件数及び売上金額)を報告すること。

※出店当日に売上報告が困難な場合は、必ず後日ご連絡ください。なお、別紙「売上報告書」に記載いただき各月毎にまとめて提出でも構いません。提出期限：月末締め翌月5日

【申し込みから利用までの流れ】

- ① 申し込み 必要提出書類を公園管理事務所へ持参 又は E-mail 又は FAX 又は 郵送にて提出  
↓  
※都市公園使用許可申請書は各月毎に提出（その他の書類は年に一回）  
※公園管理事務所にて書類お渡しも可能
- ② 許可書 指定管理者から許可書を送付して、申込受付完了  
↓
- ③ 利用当日 **営業開始前に利用料金を支払う(現金)** ※搬入・準備作業は午前8時30分より可能  
↓  
※繁忙期(4/25～5/6、7/18～8/16、他3連休)は、道路が渋滞するため9：30までに搬入
- ④ 閉店後 **売上(会計件数及び売上金額)を報告** ※報告書提出期限：月末締め翌月 5 日

(10) 参考資料

【キッチンカーサイズ目安】

	全長	幅	高さ
小型 (軽トラベース)	約3.5m	約1.5m	約1.8～2.5m
中型 (1tベース)	約4.5～5m	約1.8m	約2.5～3m
大型 (1.5tベース)	約5～6.5m	約2m	約3～3.3m

※大型車を超える車両サイズ及び牽引型車両は、B：チャマゴン広場での出店になります。